

吸収合併に関する事後開示書面

2025 年 5 月 1 日

東京都千代田区六番町 1 番 7 号
株式会社 Aoba-BBT
代表取締役社長 柴田 巖

株式会社 Aoba-BBT（以下「当社」といいます。）は、株式会社 ABS（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）との間で締結した合併契約に基づき、2025 年 5 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社 ABS を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

よって、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づき、本合併に関する事後開示をいたします。

1. 本合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

2025 年 5 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

(1) 株主の差止請求手続について（会社法第 784 条の 2）

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 785 条）

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第 787 条）

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議手続について（会社法 789 条）

吸収合併消滅会社は、会社法第 789 条の規定に従い、2025 年 3 月 27 日付の官報及び電子公告により、債権者に対し本合併に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに異議の申し出はありませんでした。

3. 当社における法定手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 株主の差止請求手続について（会社法第 796 条の 2）

当社において、本合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併のため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 797 条）

当社において、本合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併のため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議手続について（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条の規定に従い、2025 年 3 月 27 日付の官報及び電子公告により、債権者に対し本合併に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに異議の申し出はありませんでした。

4. 当社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本合併の効力発生日である 2025 年 5 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 吸収合併の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2025 年 5 月 1 日

7. その他合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以上

別 紙

吸収合併に係る事前開示書面

令和 7 年 3 月 2 1 日

(合併消滅会社) 株式会社 A B S

代表取締役 伊藤泰史

当社は、吸収合併消滅会社として、会社法第 7 8 2 条及び会社法施行規則第 1 8 2 条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 吸収合併契約

別紙 1 のとおりであります。

2. 合併対価の相当性に関する事項

令和 7 年 3 月 2 5 日付で完全親子会社となる予定であり、完全親子会社間の合併（予定）につき、合併対価の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

令和 7 年 3 月 2 5 日付で完全親子会社となる予定であり、完全親子会社間の合併（予定）につき、合併対価の交付はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

当社は新株予約権を発行しておりません。

5. 計算書類等に関する事項

最終事業年度の存続会社株式会社 A o b a - B B T の計算書類等（事業報告書及び監査報告書を含む）は別紙 2 のとおりであります。なお、当社および株式会社 A o b a - B B T とともに、重要な後発事象は生じておりません。

6. 合併後の債務の履行の見込みに関する事項

両社の財務状況からして、債務の履行に支障はないと見込んでおります。

7. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項変更がありましたら、ただちに開示いたします。

吸収合併契約書

株式会社Aoba-BBT（以下、「甲」という。）と株式会社ABS（以下、「乙」という。）とは、合併に関し、次のとおり契約を締結する。

（合併の方式）

第1条 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散するものとする。

② 甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

甲（吸収合併存続会社）

商号 株式会社Aoba-BBT

住所 東京都千代田区六番町1－7

乙（吸収合併消滅会社）

商号 株式会社ABS

住所 東京都千代田区六番町1－7

（効力発生日）

第2条 合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、2025年5月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（合併対価の交付及び割当て）

第3条 甲は、合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付を行わないものとする。

（資本金及び準備金の額）

第4条 甲は、合併によりその資本金の額及び準備金の額を増加しないものとする。

（権利義務の承継）

第5条 乙は、2025年3月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債その他の権利義務の全部を効力発生日において甲に引き継ぐ。

② 乙は、2025年3月31日から効力発生日までの間の資産及び負債の変動につき、別に計算書を作成し、その内容を明確にする。

（善管注意義務）

第6条 甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意義務をもって業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

(合併条件の変更等)

第8条 本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産もしくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

(合併契約の効力)

第9条 本契約は、甲及び乙の適法な機関決定による承認を得られなかったときは、その効力を失う。

(規定外条項)

第10条 本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、これを決定する。

以上、本契約の成立を証するため、本書 1 通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が保有し、乙はその写しを保有する。

2025年 3 月 2 5 日

(甲) 東京都千代田区六番町 1 － 7
株式会社Aoba-BBT
代表取締役 柴田巖

(乙) 東京都千代田区六番町 1 － 7
株式会社ABS
代表取締役 伊藤 泰史

決 算 報 告 書

(第 5 期)

自 2023 年 4 月 1 日
至 2024 年 3 月 31 日

株式会社 ABS

東京都千代田区六番町 1 番 7 号

貸借対照表

2024 年 3 月 31 日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【流動資産計】	【 62,451,564 】	【流動負債計】	【 9,551,308 】
現金及び預金	59,308,083	未払金	703,316
売掛金	600,000	未払費用	487,829
仕掛品	2,405,207	前受金	6,842,822
前払費用	138,274	預り金	500,541
【固定資産】	【 6,582,321 】	未払法人税等	180,000
(無形固定資産計)	(3,838,439)	未払消費税等	836,800
ソフトウェア	3,672,568		
商標権	165,871	負債合計合計	9,551,308
(投資その他の資産計)	(2,743,882)	純 資 産 の 部	
敷金	36,920	【株主資本計】	【 59,482,577 】
繰延税金資産	2,706,962	(資本金)	(50,000,000)
		資本金	50,000,000
		(資本剰余金)	(50,000,000)
		資本準備金	50,000,000
		(利益剰余金)	(;40,517,423)
		繰越利益剰余金	;40,517,423
		純資産合計合計	59,482,577
資産合計合計	69,033,885	負債・純資産合計合計	69,033,885

損 益 計 算 書

自 2023 年 4 月 1 日
至 2024 年 3 月 31 日

科 目	金 額	
		円
【純 売 上 高】		
個 人 売 上 高	7,919,255	
法 人 売 上 高	42,158,169	50,077,424
【売 上 原 価】		
期 首 棚 卸 高	5,252,457	
制 作 会 社 費	726,100	
出 演 料	80,000	
ロ イ ヤ リ テ ィ	15,600	
講 師 料	4,216,474	
業 務 委 託 費	4,033,590	
合 計	14,324,221	
期 末 棚 卸 高	-2,405,207	
合 計	(11,919,014)	11,919,014
売 上 総 利 益		(38,158,410)
【 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 計 】		
広 告 宣 伝 費	2,066,000	
販 売 手 数 料	520,790	
給 与 手 当	20,889,400	
法 定 福 利 費	2,532,626	
地 代 家 賃	240,000	
賃 借 料	153,720	
消 耗 品 費	23,954	
旅 費 交 通 費	167,862	
支 払 手 数 料	963,496	
租 税 公 課	21,067	
保 険 料	180,469	
通 信 費	154,772	
会 議 費	291,768	
保 守 料	391,680	
福 利 厚 生 費	63,652	
業 務 報 酬	812,500	
ソ フ ト ウ ェ ア 償 却 費	617,766	
商 標 権 償 却 費	25,850	30,117,372
【 営 業 外 収 益 】		(8,041,038)
受 取 利 息	461	
雑 収 入	131	592
経 常 利 益		(8,041,630)
税 引 前 当 期 純 利 益		(8,041,630)
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		180,000
法 人 税 等 調 整 額		;2,706,962
当 期 純 利 益		(10,568,592)

製造原価報告書

自 2023 年 4 月 1 日
至 2024 年 3 月 31 日

科 目	金 額	
		円
【製 造 経 費】		
制 作 会 社 費	726,100	
出 演 料	80,000	
ロ イ ヤ リ テ イ	15,600	
講 師 料	4,216,474	
業 務 委 託 費	4,033,590	9,071,764
当 期 総 製 造 費 用		(9,071,764)
期首仕掛品棚卸高		5,252,457
期末仕掛品棚卸高		2,405,207
当 期 製 品 製 造 原 価		(11,919,014)

株主資本等変動計算書

自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日 単位 円

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	50,000,000	50,000,000	50,000,000	;51,086,015	;51,086,015	48,913,985	48,913,985
当期変動額							
当期純損益金				10,568,592	10,568,592	10,568,592	10,568,592
当期変動額合計				10,568,592	10,568,592	10,568,592	10,568,592
当期末残高	50,000,000	50,000,000	50,000,000	;40,517,423	;40,517,423	59,482,577	59,482,577

個 別 注 記 表

自 2023 年 4 月 1 日

至 2024 年 3 月 31 日

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

1. 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品 コンテンツ制作品…個別法

2. 収益及び費用の計上基準

売上高の計上基準

受講料収入については原則として受講期間に対応して収益を計上しております。

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 会計方針の変更に関する注記

III. 表示方法の変更に関する注記

IV. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 2,706,962 円

V. 誤謬の訂正に関する注記

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数

200,000 株

VII. 収益認識に関する注記

VIII. その他の注記